飛行試験サイト ツアー条件書

1. 本条件書の位置付け

- (1) この飛行試験サイト ツアー(以下、「ツアー」)は、PDエアロスペース株式会社(愛知県名古屋市緑区有松 3519 番地、以下「当社」)が管理・監修します。
- (2) ツアーの契約内容・条件は、「宇宙機開発に『名を刻め!』」企画に関するWeb サイト・案内書 (メール等を含む)・詳細説明書および本ツアー条件書によります。
- (3) 本ツアー条件書は、Webサイトに掲載される規約群(利用規約、キャンセルポリシー、個人情報保護方針)を補完するものであり、これら規約群の上位に位置します。(本ツアー条件書が優先します)

2. 申込条件

- (1) ツアー実施時点で小学生以下の方は、保護者の同行が必要です。
- (2) 年齢、健康状態、その他当社の指定する条件に合致しない場合は、参加をお断りする場合があります。
- (3) 申込者は、自身が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等、その他の反社会的勢力(以下「暴力団員等」といいます。)でないことを表明・保証するものとします。なお、申込者が暴力団員等であると当社が判断する場合は、ご参加をお断りします。
- (4) 申込者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは 暴力を用いる行為、またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合がありま す。
- (5) 申込者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 参加者のお申出に基づき、当社が参加者のために講じた特別な措置に要する費用は、参加者のご負担とさせて頂きます。
- (7) 参加者のご都合による別行動は原則としてできません。
- (8) 参加者がツアー実施中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする 状態になったと当社が判断する場合は、ツアーの円滑な実施を図るための必要な措置(ツアーの 中断を含む。)をとらせて頂きます。なお、これに係る一切の費用は参加者のご負担になります。
- (9) 参加者のご都合によりツアーの行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予 定日時等の連絡が必要です。なお、復帰困難と当社が判断した場合は、実施途中で中断頂く場合 があります。
- (10) ツアー実施途中で、1) 参加者が虚偽の申請を行ったことが判明した場合、2) 他の参加者に迷惑を及ぼす、またはツアーの円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断した場合には、ご参加を中断頂く場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

3. 契約の成立

(1) 当社との飛行試験サイト ツアー契約は、当社が申込の内容を確認し、承諾通知を送付した後、申 込者より申込金を受理したときに成立致します。なお、承諾通知は、郵便またはメールにて送付 します。

(2) 当社指定の銀行口座への申込金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせて頂きます。

4. 案内書のお渡し

- (1) 当社は、ツアーの内容が記載された案内書をお渡しします。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。
- (2) 当社は参加者に、集合時間・場所等に関する確定情報を記載した最終実施内容を、遅くとも飛行試験サイト ツアー開始日の前日までにお渡しします。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。

5. ツアー代金に含まれるもの

以下に定める費用はツアー代金に含まれます。

- (1) ツアーにアテンドするスタッフに係る費用
- (2) 記念写真、記念品費用
- (3) ツアー日程に示す期間中の昼食費用
- (4) 同伴者 最大2名様に関する上記(1)から(4)の費用。
- ※上記諸費用は、参加者の都合により一部利用されなくても払い戻し致しません。

6. ツアー代金に含まれないもの

以下に定める費用は飛行試験サイト ツアー代金に含まれず、別途参加者の負担となります。

- (1) 自宅から集合・解散地点間の交通費、宿泊費
- (2) クリーニング代、電話代、飲料等個人的諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費

7. ツアー内容の変更

当社は、ツアー契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、実施機関等のサービス提供の中止、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ツアーの安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、参加者に速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明してツアー日程・内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に、ご説明致します。

8. 参加者の交替

- (1) 参加者は、ツアー契約上の地位を、参加者が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、予め速やかに当社へご連絡頂きます。
- (2) ツアー契約上の地位の譲渡は、当社が承諾し受理したときに効力を生ずるものとし、以後、ツアー契約上の地位を譲りうけた第三者が参加者からツアー契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

9. ツアー契約の解除・払い戻し

(1) 参加者の解除権

ア 参加者は、次の項目に該当する場合は、ツアー契約を解除できます。ただし、参加者が既に

ツアーの一部に関して提供を受けている場合、参加者は実施事項に関する費用を負担する必要があります。

- a 第 7 項(ツアー内容の変更)に基づき、ツアー契約内容が変更されたとき。
- b 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載したツアー内容に従ったツアーが実施 不可能になったとき。
- c 天災地域、戦乱、暴動、実地実施機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他 参加者の関与し得ない事由によりツアーの安全かつ円滑な実施が不可能、又は不可能と なる恐れが極めて大きいとき。
- イ 当社は、本項「(1)ア」によりツアー契約が解除されたときは、お支払い頂いた代金から提供済みの実施費用を差し引き、払い戻しを致します。

(2) 当社の解除権

ア 当社は、次の項目に該当する場合は、当社は参加者に理由を説明してツアー契約の全部または一部を解除することがあります。

- a 参加者が第 2 項(申込条件)を満たしていないこと、または虚偽の記載であることが明らかになったとき。
- b 参加者が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、ツアーに耐えられないと 認められたとき。
- c 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがある と認められたとき。
- d 参加者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e 当社らの責めに帰すべき事由かを問わず、ツアーの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- イ 参加者は、当社が本項「(2)ア」に従いツアーを解除した場合、以下に定める費用を負担するものとします。この場合、当社は、お支払い頂いた代金から、以下に定める費用を差し引き、払い戻しを致します。なお、当該費用がお支払い頂いた代金では賄えないとき、当社は、その差額を請求するものとし、参加者は、当社による請求日から30日以内に、その差額の全額を支払うものとします。
 - a 当社が、実施機関に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用
 - b 参加者が既に提供を受けた実施事項に関する費用
- (3) 本項規程は、第 13 項(当社の責任)または第 14 項(参加者の責任)で規定するところにより、参加者または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

10. 実施管理

当社は、ツアーの安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、参加者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が参加者とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- (1) 参加者がツアー中、サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、ツアー契約にしたがったサービスの提供を受けられるために必要な措置を講じるよう努力します。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替内容の手配を行います。この際、変更後の実施内容が当初の実施内容と同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (3) 保護措置

当社は、ツアー中の参加者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必

要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は参加者の負担とし、参加者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

11. 当社の指示

参加者は、ツアー開始からツアー終了までの間、ツアー参加者として行動して頂き、自由行動時間中を除き、ツアーを安全かつ円滑に実施するための当社および実施機関の指示に従って頂きます。

12. 同行スタッフ

ツアー中、当社スタッフが同行し、ツアーを安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他 当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

13. 当社の責任

- (1) 当社は、ツアー契約の履行にあたって、当社の故意または過失により、参加者に損害を与えたときは、参加者が被られた損害を賠償します。(損害発生の翌日から起算して 1ヶ月以内に当社に対して通知があった場合に限ります。)
- (2) 当社の責任の範囲は、当社及び当社同行スタッフの故意・過失により、参加者に損害を与えた場合に限られ、その他の実施機関の故意・過失により、参加者が損害を受けたときは、当該実施機関の 責任となります。
- (3) 当社は、ツアー契約に示す期間中、参加者を被保険者、保険金受取人として国内旅行傷害保険に加入します。保険の契約にあたっては、当社所定のツアー申込書および関係書類による参加者の同意に基づき手続きを行います。
- (4) 参加者が次に例示するような当社の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
 - ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じるツアー日程の変更もしくは中止
 - イ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じるツアー 内容の変更もしくは中止
 - ウ 自由行動中の事故、食中毒
 - エ 盗難・詐欺等の犯罪行為
 - オ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって 生じるツアー日程の変更
 - カ 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失により参加者が被られた損害事故
 - キ その他、当社の関与し得ない事由

14. 参加者の責任

- (1) 参加者の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくは参加者が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社は参加者から損害の賠償を申し受けます。
- (2) 参加者は当社とツアー契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、参加者自身 の権利、義務、その他のツアー契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 参加者は、ツアー開始後において案内書記載のツアーサービスを円滑に受領するため、契約書面と 異なるツアーサービスが提供されたと認識されたときは、ツアー実施において速やかにその旨を当 社、同行スタッフまたは、当該実施機関に申し出なければなりません。実施終了後のお申し出の場 合では、対応しかねる場合がございます。

(4) ツアー中に事故などが生じた場合は、直ちに案内書内容でお知らせする緊急連絡先に、ご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

15. その他

- (1)参加者の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、参加者の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用を参加者にご負担頂きます。
- (2) 参加者のご都合による取消しの場合および返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、参加者のご負担とさせて頂きます。また金融機関の参加者の口座への振込みとさせて頂きます。
- (3) 申込者と当社との紛争については、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄とし、日本法に準拠するものとします。

以上

【お問い合わせ窓口】

窓口: PDエアロスペース株式会社 企画Gr. 担当

営業時間 : 平日10:00~18:00

電話: 0566-95-8228

E-mail: info_prm@pdas.co.jp(24 時間 受付) ※ご返信は、営業時間となります。

制定 2023年5月1日